

文藝春秋

大正十二年一月三十日第三種郵便物認可
平成三十年十月一日発行 毎月一回二日発行
第九十六巻第十号 九月十日発売

昭和の
軍人に見る「日本型悪人」の研究 95th
文藝春秋
サザン桑田佳祐独白/人間力がある専門医91人 十月号



文藝春秋

特集

サザンと日本の四十年

95th
文藝春秋

10
2018

文藝春秋

定価 八八〇円 本体 八一五円

雑誌077

將軍の世紀

やまうちまさゆき
山内昌之
武蔵野大学特任教授・
東京大学名誉教授

第十回 讓位暗闘

武家の意志は禁裏を超越するの——。武家との根競べに屈した後陽成帝は、痛憤の涙を流した。



一、「十二月の棚」から『太閤軍記』まで

慶長十六年（二六一一）三月二十七日、後陽成天皇はついに退位した。年来希望の隠居も果たし、三宮の後水尾天皇が即位ともなれば祝着至極で終わりそうだが、そうならないのは院と新天皇の個性による。宮内省図書寮編纂の『後陽成天皇実録』（慶長十七年七月八日条）は両者の不和を遠慮なく記述する。「是ヨリ先、後水尾天皇ト御不和ノ事アリ、徳川家康之ガ調停ヲ凶リ奉リ、是日、宝器ヲ禁裏ニ讓渡アラセラル、次イデ御融和アラセラル」。天皇と上皇の父子不和を武家の家康が調停するのは本来恐懼に堪えないはずだ。原因の一端は、天皇の傍らに置くべき品々を上皇が持ち出し、返却を求めても応じなかったというのだから尋常とは言えない。

家康の裁定は単純明快である。前代より相伝する宝物は禁中に返し、院の御代に属するものは仙洞御所に移せしめよ、というのであった（『駿府記』慶長十七年二月二十二日条）。院側の対応者として史料には「毘沙門堂三級」と「大弼」や「忠治」という名が出てくる。これは、天台宗の毘沙門堂公嚴と院参衆の秋篠弾正大弼忠治のことだろう。院の御物は、「大樹へ目録トテ懸御目候

トテ」、慶長十七年（一六一二）四月六日によく整理され、中院通村と山科言緒が符をつけた。内々に、五攝家のうち二条昭美、鷹司信房、関白鷹司信尚、前右大臣今出川晴季らの当番公家衆も覗きに來たのは、上皇執心の品々に好奇心を抱いたからだろう（『言緒卿記』上、慶長十七年九月一日条）。

「大樹ヨリノ儀」（將軍の意向）として、仙洞御所から禁裏に「御草紙」などの品が引き渡された。この品々を眺めると、上皇が執着した理由に苦しむものも少なくない（『言緒卿記』上、慶長十八年四月一日条）。

- 一、御ふく（服）の辛（唐）櫃 二たる共に、但しやう（錠）なし
- 二、ついたち障子 花びらをたるゝ、但十七枚不足
- 三、御いかう（衣桁）一ツ
- 四、手のこいかけ（手拭い掛け）一ツ
- 五、御づし（厨子）の棚
- 六、十二月の棚一ツ
- 七、地藏一体
- 八、ちいさき愛染
- 九、つり灯台
- 十、から（唐）の皮籠一ツ、此内、草紙百四拾八冊、連歌双紙拾一冊、連歌懷紙二百韻、太閤軍記補歴二冊

十一、長櫃九ツ
十二、箱三ツ、此内に御会紙短尺、ふるき書物、御文等これあり

太田牛一の『太閤軍記』があるのは、いかにも秀吉最頂の上皇らしいが、事はこれで終わらない。『時慶記』（慶長十八年八月二十六日条）には、「院御所長持三棹返納申候、珍重々々」とある。後陽成院が持ち去った別の三長持は、「十二月の棚」などより一年半遅れて天皇に戻されたというのだ。中身は不詳ながら、「めでたし、めでたし」という西洞院時慶（後陽成院掌侍時子の父）の記述は安堵の吐息でもあろう。それにしても、院の所望とあれば、愛着の品々を当座そのまま愛用してもらい、いずれ時が来れば自然に回収する気配りもありえたのではないか。わざわざ家康の介入を招く原因をつくる必要があったのだろうか。後水尾天皇の姿勢は最後の瞬間まで父院の心にしこりを残すことになる。

中国の王は古くから天を父とし、地を母にすると考えしてきた。この思想は大化の改新以来、日本でも受容されている。天皇の実の父母といえども、天子が至尊とされる以上、天皇にあれこれ指図できるものではなく、また父母の教令に従うべきでもないときれてきた（瀧川政次郎『非理法権天』。『平家物語』にも「主上仰なりける